

後期高齢者医療、70歳から74歳までの国民健康保険被保険者対象

8月から高額療養費の自己負担限度額が変わります

1

【後期高齢者医療】国保年金課医療・年金係 ☎72-2111内線423
 【国民健康保険】国保年金課国保係 ☎72-2111内線424

高額療養費とは、同じ月内に医療機関の窓口で支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた分を払い戻す制度です。限度額は、個人または世帯の所得に応じて決まります。

平成29年8月診療分から、自己負担額が下表のとおり変わります。

区分		7月まで		8月から	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の人	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円(※2)>	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回44,400円(※2)>
非課税 住民税	II 住民税非課税世帯 I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	24,600円 15,000円	8,000円	24,600円 15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、総所得金額等から33万円を引いた額の合計額が210万円以下の場合も含まれます

※2 過去12か月以内に4回以上、限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります

10月から河北苑の使用料などが変わります

2

☎生活環境課環境係 ☎72-2111内線152

●火葬の使用料の一部が変わります ※消費税を含む

区分			単位	9月まで		10月から	
				市内	市外	市内	市外
火葬	遺体	13歳以上	1体	30,000円	90,000円	20,000円	60,000円
		13歳未満	1体	20,000円	60,000円	15,000円	45,000円
		死胎	1体	15,000円	45,000円	10,000円	30,000円
	その他人体の一部		1件	10,000円	30,000円	10,000円	30,000円
霊安室			1日	1,080円	3,240円	1,080円	3,240円
斎場	葬儀		1回	10,800円	32,400円	10,800円	32,400円
	通夜		1回	16,200円	48,600円	16,200円	48,600円

●霊安室使用の単位「1日」の基準が変わります

9月まで 「1日」は、0時から24時まで。ただし、1日未満の場合は、1日とみなします

10月から 「1日」は、使用開始から24時間まで。ただし、24時間未満は、1日とみなします